

2021年8月17日

宮城労働局長

毛利 正 殿

宮城全労協 議長 大内 忠雄
仙台市若林区新寺1-5-26-510
電話・FAX 022-290-0069

2021「宮城最低賃金の改正決定」（答申）への異議申出書

**「1千500円」へのステップとして「1千円」を！
中小企業への最賃引き上げ支援は政府の責任！**

宮城地方最低賃金審議会の意見に関する公示（2021年8月5日）につき、宮城全労協は改正決定内容への異議を申し出ます。

宮城地方審議会は2021年の最賃改正について「1時間853円」とする答申を行いました。現行825円から28円の引き上げであり、中央審議会が示した「目安」と同額です。

私たちは先に提出した宮城労働局長への要請文（2021年6月15日）において、「1千円の実現、1千500円の早期達成」を求めました。答申額はこれに大きく及ばず、賛同することはできません。

以下、異議の理由と見解を記します。

1. 「健康で文化的な最低限度の生活」のために
2. 「一律上げ」でも解消されない地域間格差／全国一律制度が必要
3. 「中小企業への支援」は政府の責務／「中小企業淘汰」論は最賃引き上げの政治利用
4. 広がる不安定・低賃金の「働き方」／最賃適用の対象を広げるべき

1. 「健康で文化的な最低限度の生活」のために

私たちが求めた「1時間1千円」はあくまで「1千500円」へのステップです。早期に「1千500円」を実現することが日本の低所得労働者の切実な求めです。

「1千500円」の要求が社会的に注目を集めたのは2015年、安倍政権下で行われた若者労働者や学生たちのデモンストレーションでした。「時給1千円では、月に154時間働いても、月額15万4千円」であり、「8時間働いても普通に暮らせないし、まして将来の生活を展望することはできない」。格差と貧困に抗議する若者たちの訴えは、「1千円」にすら遠く及ばない日本の最賃議論の抜本的な見直しをうながし、政治にも影響を与え、「早期に平均1千円」が政権

目標とされるにいたりました。

今年、中央最賃審議会の引き上げ目安は「一律1時間28円」であり、全国加重平均で現行の902円から930円への引き上げとなります。

しかし、これでは最賃法がいう「健康で文化的な最低限の生活」は不可能です。

しかも、昨年、政府の引き上げ抑制方針が影響して事実上「凍結」となっており、「28円」は二年分の上げ幅だと言わねばなりません。「(現行の方式で)過去最大」だという菅首相の自画自賛が「政権浮揚のための政治主導」だと批判されたのも当然です。

2. 「一律上げ」でも解消されない地域間格差/全国一律制度が必要

今年の中央審議ではランク別ではない「全国一律の目安」が注目されました。最賃の地域間格差への配慮、その解消の狙いがあったとされます。しかし、その意図にもかかわらず、この方式では現在の地域間格差(最大で221円)は固定化されることとなります。

地域審議では7県が中央審議会の目安に対して1円から4円の増額を答申したと報じられています。「中審の答申では地域間格差が残る」(鹿児島審議会会長/南日本新聞)、「若者が県外流出しており、近くの広島や岡山との賃金格差を縮めたい意識も反映した」(島根の審議/河北新報)など、低くランク付けされてきた7県では一律目安からの増額が焦点であったことが読みとれます。

都市部と地方での生活費には従来思われてきたほどの差はないと、この間の調査や研究が明らかにしてきました。さらに、そもそも賃金の地域間格差の存在を前提としてはならないという認識が広がってきました。

大幅な引き上げと同時に、全国一律最賃制度の導入は喫緊の課題となっています。

3. 「中小企業への支援」は政府の責務/「中小企業淘汰」論は最賃引き上げの政治利用

宮城審議会の答申では「中小企業・小規模事業者」への支援について、政府への要望とすることが述べられ、取引条件の改善や雇用調整助成金など具体策にも言及しています。

宮城全労協も上記要請で「実効性ある最賃引き上げ支援」を求めており、この内容に賛同します。

一方、私たちは上記要請において、次のように指摘しました。「首相の肝いりとされる「成長戦略会議」では中小企業政策をめぐる対立があると報じられています。最低賃金の動向が中小企業の「淘汰」「再編」の材料に使われるのではないか。そのような疑念に政府は答える必要があります。」

問題は菅首相が最賃引き上げを「主導」するポーズをとりつつ、一方でこれら「淘汰」論者を活用していることにあります。最賃引き上げを地域の中小企業政策の「道具」にしてはならないという批判が出されています。首相周辺の一部論者による「淘汰論」は最賃審議に資することにはなりません。

中小企業、小規模経営は地域経済、社会、文化にとって必要不可欠のものです。地域の歴史的な財産であり、単に生産性第一主義の評価によって存立が左右されるようなものではありません。

4. 広がる不安定・低賃金の「働き方」／最賃適用の対象を広げることが必要

宮城全労協は一年前の「異議申出」において次のように指摘しました。

「（コロナ禍において）最低賃金が果たすべき役割が問われています。「エッセンシャルワーカーに報いる最賃大幅引上げを」という声は「コロナの時代」を象徴する要求です。」

「高まる感染リスクの不安をかかえてライフラインを維持するために働いている労働者の多くは、劣悪な労働条件、低賃金と不安定雇用のなかにいます。そのような労働者が正当な対価を受け、報われることが必要です。そこに背を向ける政治は厳しく批判されねばなりません。」

「2020最賃審議は「ウイズコロナ」「ポストコロナ」の新しい社会の入り口を示したと歴史に刻まれるでしょうか。地方の最低賃金審議での英断が強く期待されます。」（2020年8月16日／宮城全労協）

「エッセンシャルワーカーと最賃」の問題は、コロナ禍が突きつけた重要なテーマとして取り上げられるようになりましたが、その対応は残念ながら不十分だといわざるをえません。

この一年、コロナ格差が広がり、苦境に追いやられる労働者たちの悲鳴が地域の労働組合にも多く寄せられています。緊急避難と生活の変容は不安定・低賃金の「働き方」を広げ、マスコミも様々に問題を取り上げてきました。その象徴が「フリーランス」や「ギグワーカー」です。

このような「働き方」が急増する現実には最低賃金の対象拡大を懸案として示しており、すでに英国の例が紹介されています。しかし、今年最賃審議は状況に間にあってはいません。

コロナ禍は最低賃金の役割と可能性を問うています。最賃審議会の問題意識と継続した取り組みが必要とされています。

（以上／2021年8月17日／宮城全労協）





2021年8月18日

宮城労働局
局長 毛利 正 様

宮城県労働組合総連合

議長 高橋 正行

住所：仙台市青葉区五橋1-5-18

宮城地方最低賃金改正決定についての異議申し出

この度、宮城地方最低賃金審議会で、中央最低賃金審議会が示した目安「28円」どおり決定したことに、以下の理由から異議を申し述べます。

理由1. 地域間格差が解消されていない、全国平均を大幅に下回っている

目安額に対して1円も引き上げがなされないことによって、地域間格差が是正されないこと、また、従前からのA~Dランク制度上の格差是正はなされず、この度引き上げを決めた県との格差は拡大します。審議会において、地域間格差の問題についてテーマとしてとりあげ、どの程度議論し、結論に至ったのかが疑問です。

28円の引き上げで、全国平均は930円となったものの、宮城県の最低賃金額額は全国平均を大幅に下回っており、その差は、77円で格差是正につながりません。宮城県は、100万都市の仙台市も抱え、全国で14位の経済実勢を有すると言われており、データ上においても最低賃金を大幅に改善できる体力は十分にあると考えます。

また、コロナ禍において最低賃金を3%程度引き上げることによる経済への大きな影響は生じないことについて、中央最低賃金審議会の公益委員見解で述べられています。

東北の各県の決定状況を見ると、東北では秋田が2円の引き上げ、青森、山形が1円の引き上げを決めています。経済が厳しい状況の中でも、最低賃金を引き上げ、格差是正し、地域からの労働力の流失の防止、地域経済の発展を見据えた議論を行っています。

宮城県も人口の減少に歯止めがかかっていません。経済、雇用面での好条件を求めて関東圏などへの労働力、人材の流失に歯止めがかかっていません。県内中小企業においては、コロナ前には慢性的な人手不足を生じており、その状況は続いています。

東北の経済の中心を担う宮城県は、東北各県の雇用の受け皿になっている面からも地域間格差を早期に是正し、全国平均を上回る最低賃金を確立することが必要と考えます。

理由2. コロナ禍で大変な非正規労働者、エッセンシャルワーカーの待遇改善につながらない

一部の業種を除き企業業績は激しく落ち込み、大幅減益・赤字転落となる企業も増加しました。雇止めや希望退職募集、冬のボーナスの減額など、雇用環境ひいては国民・労働者のくらしにも大きな影響をもたらしています。

特に、非正規労働者・フリーランス・女性・若者に大打撃を与えています。最賃近傍の時給で働く労働者が休業手当を支給されたとしても、法定どおりの6割の休業手当では生活が成り立たない、さらに、シフト制で働く非正規労働者は休業手当や休業支援金さえ得られない状況にもあり深刻な事態になっています。コロナ禍で奮闘している医療、教育、公務関連で働くエッセンシャルワーカーも、例に漏れず4割が非正規労働者として就労しており、コロナ感染のリスクが非常に高い中で奮闘しています。非正規労働者は、企業にとっては、臨時的雇用とされ雇用の調整弁とされる傾向が見受けられますが、家庭では主たる生計維持者です。こうした現状を踏まえ、働き方、くらしの改善を図ることが急務です。

政府による雇用調整助成金による休業補償がなされ、企業における雇用確保がなされ、企業の経営を支援しています。しかし、あくまで雇用の維持が目的であり、くらせる所得を保障する制度ではありません。政府による生活支援特別給付金の再給付の予定も見えず「今日の生活をどうしたら言いのか分からない」と悩んでいる方も多くいます。

こうした状況を十分に踏まえ、政府による、中小企業への支援も行いながら、非正規労働者、エッセンシャルワーカーの働き方、くらしを改善に資する最低賃金額を設定しなければならないと考えます。

理由3. 生計費を確保し、安心してくらせる最低賃金の水準が必要

憲法25条の生存権の保障、セーフティネットとしての役割を持つ最低賃金の引き上げによる生活保障が重要に求められています。

全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、1ヶ月あたり22万円～24万円（単身25歳）の収入が必要との結果が出されています。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円程度が必要との結果が示されました。この水準は、全労連に加盟する地方組織では、どこでもほぼ同水準です。

この度、28円引き上げられ、853円に改正された場合でも、月額150,128円にしかならず、生計費を満たすには程遠い額です。生計を立てるため、これまでダブルワークをしながら生活している方も少なくありません。「働き方改革」が4月からスタートし、正規と非正規の不合理な格差が原則禁止とされ、待遇の見直しを図ることになりました。しかし、それどころか、コロナ禍で、働き方の悪化を招き、待遇改善は先送りされ課題は残されています。

28円の引き上げでは、フルタイム（8H×22日）で働いて1日224円、月4,928円の引き上げにしかならず、コロナ禍の労働者のくらし改善につながらないことは明らかです。最低賃金の決定要素である生計費がどの程度議論されたのか疑問です。

正規と非正規の格差の是正、生計費にもとづく最低賃金の水準を確立し、労働者ひいては、県民が安心して働き、くらせる状況をつくることが求められています。

その点から見て、28円の引き上げでは不十分であり、再考を求めます。

宮タク協第 42 号

令和3年8月19日

宮城労働局長 毛利 正 殿



一般社団法人宮城県タクシー協会

会長 池田 憲彦

異議申出書

平素は何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宮城地方最低賃金審議会は、貴職に対し8月5日付けで宮城県を適用地域とする最低賃金額を28円引き上げて、時間額853円に改正する答申を行いました。

これを受け貴職は、8月5日付け宮城労働局一般公示第5号により関係使用者等からの異議申出（申出期限：8月20日）に関する手続きを経て改正決定を行うと発表されていることから、最低賃金法第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり異議の申出をいたします。

記

【異議申出事項】

今回の答申は、宮城県の最低賃金を現行の時間額825円から28円引き上げて「時間額853円」とするものですが、本意見はタクシー事業における賃金支払能力を全く無視したものであり、到底受入れ難く誠に遺憾と言わざるを得ません。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに、県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、タクシー業界においても強く願望するものでありますが、賃金の引き上げは事業の生産性が向上し、賃金支払能

力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の上げが先行するものではないと考えております。

今回の上げは、時間額で示す現在の方式になってから過去最大の大幅な上げとなっており、タクシー業界に与える影響は計り知れないものであることから、宮城県最低賃金の改正にあたっては、引き上げを行わないよう強く求めます。

【異議申出理由】

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、タクシー事業においてもかつて経験したことのない利用者の減少及び営業収入の落ち込みが長期間継続し、厚生労働省の雇用調整助成金を活用するなどして運転者の雇用を維持していますが、休業する運転者が多くなるとともに運行するタクシーも減少しております。

このように売り上げ全体が大きく減少している状況では、運転資金の確保にも事欠き、賃金改定に充てる資金は全くないばかりか、もはやタクシーの運行維持、事業の継続が難しい経営下にあっては最低賃金の引き上げを機に事業を廃止するタクシー事業者の増加が懸念され、廃業と同時に運転者を解雇せざるを得ないため、運転者の雇用を守るためにも最低賃金を引き上げる時期ではありません。

最低賃金を引き上げた結果、廃業が増加・拡大し、労働者の職場が消失することになれば最低賃金の改定を論ずる以前の問題であるとともに、最低賃金法第9条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」を超えることは明らかであり、中小企業を廃業に追いやる最低賃金の引き上げに係る政府の方針に強い憤りを感じ得ません。

以上、タクシー業界の極めて厳しい現状をご理解いただくとともに、地域公共交通機関であるタクシー事業の維持・継続のため、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年度宮城県特定最低賃金改正の申出について
申出人からの意見
(令和 3 年 7 月 2 0 日第 2 回本審議事録より抜粋)

宮城県鉄鋼業最低賃金

基幹労連宮城県本部 阿相 有恭 氏

宮城県鉄鋼業特定最低賃金に関する改定について、意見を述べさせていただきます。宮城県内の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により働く者にとって厳しい状況が続いています。とりわけ非正規で働く労働者にとっては、生活の安心と安定を支えるセーフティネットとして、地域別最低賃金はもとより、特定最低賃金制度の重要性が今まで以上に増していると言えます。

宮城県鉄鋼業特定最低賃金改正の取り組みは、労使交渉を補完・代替する機能を有しており、それによって基幹的労働者の最低賃金を形成することで、事業の公正な競争の確保に寄与しています。しかしながら、現状の宮城県鉄鋼業特定最低賃金は925円であり、今年度の金額改正の申出に添付している最も低い労働協約は1,049円であることから、組織労働者との格差を改善していく必要があると考えます。

宮城県内の基幹産業の中核である鉄鋼業で働く職場労働者は、暑さや粉じん発生を伴う現場や大型の機械を扱う現場など、厳しい労働環境の中で作業をしています。また、一人前になるまでには一定の年数を要するような高度な技術・技能が必要であり、特定最低賃金の要件たる基幹的労働者として、一般的な労働者に比べて必然的に相応のプレミアムが必須となります。

少子高齢化や生産年齢人口の減少が続く中、産業・企業の存続、発展には優秀な人材の確保・定着が不可欠であり、そのためにも魅力ある労働条件によって若者が宮城県鉄鋼業に就職したいと思う環境整備が必要です。本県は県内のみならず、大都市圏を中心とする人材流出や他産業との人材獲得競争下にもある中で、大都市圏（東京都）の地域別最低賃金である1,013円にも届いておらず、また他産業に対する優位性を担保することで、人材の流出防止や格差是正を図るためにも特定最低賃金の取り組みは重要です。

そうした実情に鑑み、今年の宮城県鉄鋼業特定最低賃金に関する改定については、県内鉄鋼業の実態を十分に考慮するとともに特定最低賃金の意義・役割等を踏まえた関係労使による自主性を発揮した議論展開となるよう求めます。

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

電機連合宮城地方協議会 釜石 行雄 氏

電気機械器具製造業の改正申出につきまして、私の方から述べさせていただきます。宮城県特定産業別最低賃金は、「公正な賃金決定の促進による労働条件の向上」を目的として、「労使交渉の補完・代替」の役割を担い、また、「事業の公正競争の確保」により、サプライチェーンを含めた産業全体の健全かつ持続的な成長に向けた重要な役割も担っております。

電機連合は、毎年総合労働条件改善闘争（春闘）において、企業内のミニマム基準の底上げと未組織労働者を含めた電機産業で働くすべての労働者の賃金の底上げ・公正処遇確立に向け最低賃金の引き上げに取り組んでいます。2021年闘争においても、多くの加盟組合において産業別最低賃金（18歳見合い）の500円引き上げを実現でき、産業別最低賃金（18歳見合い）は、「164,500円」となりました。

特定（産業別）最低賃金は、都道府県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは、異なり、年齢や業務・作業を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。従って、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠です。

電機産業の従業員数は、全国平均で製造業の約15%となり、20県が製造業の従業員数の2割以上を占め、また、生産額をみると製造業に占める「電気機械」の割合が2割以上の地域は、47都道府県のうち13地域となり3割近くを占めています。電機産業は、わが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地方経済における重要な役割を担っています。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに社会のデジタル化に対する期待が高まると予測され、また、第4次産業革命と呼ばれるIoT（モノのインターネット）やビッグデータ、ロボット、人工知能（AI）などの急速な発展を受けて、ものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。今後の経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保や、ほか産業別最低賃金の格差是正の面からも金額改正が必要と思います。

宮城県自動車小売業最低賃金

自動車総連宮城地方協議会 伊藤 貢 氏

申出の趣旨説明ということで、ポイントを3点に渡ってお話しさせていただきます。

1つは自動車産業の付加価値の生産性ということであり、自動車産業で働く540万人は、就業人口の約1割を占めており、国内主要産業として高い付加価値生産性を生み続けており、日本経済、地域経済に対して大きな貢献を果たしている。高い付加価値生産性に見合った特定最低賃金を設定しなければ、公正な競争環境が確保できない、というふうに考えております。営業職においては電動化や自動運転などの今までに無い機能をお客様に伝える知識に加え、新型コロナウイルス感染防止対策など業務負荷は高くなっているということでもあります。

2つ目ですけれども、自動車産業の魅力向上ということ、人材の確保、流出防止が喫緊の課題ということになっております。産業の生み出している付加価値、仕事の質、内容に相応しい水準の特定最低賃金を確立しなければならず、アルバイトなどの募集賃金に代表される地域別最低賃金と同程度の水準では、自動車の販売、サービス、整備(国家資格)といった高付加価値業務を担う人材の確保もままならないというふうに考えております。メカニックの業務内容を車体の製造に置き換えますと組立や品質保証、不具合解析など製造現場では多能工であり、今後も優秀な人材を確保し続けなければならないと思います。産業の魅力向上の観点では特定最賃の優位性により、産業の魅力と人材確保につながるというふうに考えております。

最後に3つ目ですけれども、自動車産業の底上げ・底支え、格差是正であります。労使交渉の手段を持たない中小・零細企業や非正規労働者を含めた自動車小売業全体の賃金の底上げを図ることを狙いにしております。自社のみならず、特定最賃の波及によって、働く仲間の賃金の底上げにつながるということでもあります。

産業の魅力を高め、このコロナ禍において人材を確保する観点や、労使の社会的使命として非正規労働者の処遇改善を図る観点から企業内最低賃金協定の締結、引き上げの取り組みを一層強化し、その成果を特定最低賃金に波及させ、自動車小売業全体の賃金の底上げ・格差是正を図る、といったことを狙いとして、今回改正の申出というふうにさせていただきました。